

(1) 公費負担医療  
ア 社会福祉関係

法 令	給付の内容など	他法との調整	センターの取扱い									
<p>◎ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u></p>	<p>○ 自立支援医療 (法第58条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児 (18歳未満) 及び 障害者 (18歳以上) に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を給付する。(受給者証による現物給付が原則)</li> <li>・ 自立支援医療の種類 育成医療 (18歳未満) 更生医療 (18歳以上) 精神通院医療</li> </ul>	<p>・ 保険給付を優先し、その残余部分に同法による公費負担がされるが、原則として、医療費の1割を毎回、受給者が自己負担することとされている。</p> <p>ただし、同一保険内の家族 (世帯) の所得 (市町村民税額) に応じて、1か月当たりの自己負担額の限度額 (自己負担上限額) が設定されている。(下表参照)</p> <table border="1" data-bbox="699 689 1091 837"> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保険</td> <td style="text-align: center;">公費</td> <td style="text-align: center;">自己</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">自己負担分(1)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1/10</p> <p>(注) 自己負担分及び1/10がセンター給付対象分 (以下の例において同じ。)</p> <p>なお、入院時食事療養費の標準負担額については原則として自立支援医療の給付対象外である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">【所得区分 自己負担額】 (上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>低所得層</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護世帯 0円</li> <li>・ 市町村民税非課税世帯 1 (保護者収入 ≤ 80万円) 2,500円</li> <li>・ 市町村民税非課税世帯 2 (保護者収入 &gt; 80万円) 5,000円</li> </ul> </li> <li>○ <u>中間所得層</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村民税 (所得割) <u>3万3000円未満世帯</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>各医療保険の医療費の1割 育成医療の場合は経過措置あり <u>5,000円</u></li> <li>「重度かつ継続」の場合は 5,000円</li> </ul> </li> <li>・ 市町村民税 (所得割) <u>3万3000円以上～23万5000円未満世帯</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>各医療保険の医療費の1割 育成医療の場合は経過措置あり <u>10,000円</u></li> <li>「重度かつ継続」の場合は 10,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ <u>一定所得以上</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村民税 (所得割) <u>23万5000円以上世帯</u></li> </ul> </li> </ul> </div>	7	2	1	保険	公費	自己	自己負担分(1)			<p>医療費の1割 (自己負担限度額) + 入院時食事療養費標準負担額 (該当がある場合) + 総医療費の1/10 = 支給額とする。</p> <p>ただし、自立支援医療の受給者で負担上限月額が設定されている者については、左欄に掲げる「所得区分自己負担額」に応じる。</p> <p>自己負担限度額 + 入院時食事療養費 (該当がある場合) + 総医療費の1/10 = 支給額とする。</p> <p>なお、自立支援医療の受給者で負担上限月額が設定されていない者において1割負担額が高額療養費にかかる支給限度を超える場合は、その限度額とする。</p>
7	2	1										
保険	公費	自己										
自己負担分(1)												

法 令	給付の内容など	他法との調整	センターの取扱い								
<p>◎ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律</p>	<p>○ 認定疾病医療 (法第10条) 被爆者の原子爆弾の傷害作用に起因する医療</p> <p>○ 一般疾病医療 (法第18条) 被爆者が負傷又は疾病(上記認定疾病等を除く)につき、医療を受けたとき、その者に対し、一般疾病医療費を支給する(被爆者健康手帳を受けた者)。</p>	<p>公費負担の対象外 「<u>重度かつ継続</u>」の場合は経過措置あり 20,000円</p> <p>・全額公費負担</p> <p>・保険給付が優先され、残余部分に同法による公費負担がなされるが、同法は、センター法の給付も同法の給付より優先されると規定されている。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保険</td> <td style="text-align: center;">センター</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">自己負担分(3)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1/10</td> </tr> </table>	7	3	保険	センター	自己負担分(3)		1/10		<p>(認定疾患医療については、センターとの関連なし)</p> <p>同法との関係では、センターが優先給付(4割給付)を行う。 (高校の定時制及び通信制の課程又は夜間中学校に該当者がいることが予想される。)</p> <p>左図の例により、 自己負担分(3)+総医療費の1/10=支給額とする(通常の給付)。</p>
7	3										
保険	センター										
自己負担分(3)											
1/10											
<p>◎ 生活保護法</p>	<p>○ 医療扶助 (法第15条) 困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して給付する。</p>	<p>・保険給付を優先し、その残余部分に同法による公費負担がされる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保険</td> <td style="text-align: center;">公費</td> </tr> </table> <p>(注) 国保は、生活保護を受けている世帯については、被保険者となることを適用除外しているため、全額生活保護法の医療扶助を受けることとなる。</p>	7	3	保険	公費	<p>センターは、生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校(小・中学校)の児童生徒、保育所の児童(要保護児童生徒)の医療費については、給付を行わない(センター法施行令第3条第6項)。</p> <p>ただし、高等学校の生徒、幼稚園の幼児については、センターの災害共済給付制度上、要保護児童生徒等としての取扱いは行われないので、通常の給付(4割給付)を行うことになる(生活保護の方で調整がなされるものと解される。)</p>				
7	3										
保険	公費										

イ 公衆衛生関係

法 令	給付の内容など	他法との調整	センターの取扱い				
<p>◎ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p>	<p>○ 入院患者の医療 (法第37条) 新感染症、1類感染症及び2類感染症の患者が、入院勧告又は措置により入院させられた場合の入院に要する費用 (結核は、2類感染症に該当)</p>	<p>・新感染症は、全額公費負担となるが、所得税額が147万円を超えるものについては自己負担額2万円となる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自己負担分(0~2万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/10</td> </tr> </table> <p>(注) 自己負担分及び1/10がセンター給</p>	10	公費	自己負担分(0~2万円)	1/10	<p>総医療費の1/10=支給額とするが、自己負担額2万円があれば 自己負担分+総医療費の1/10=支給額とする。</p>
10							
公費							
自己負担分(0~2万円)							
1/10							

法 令	給付の内容など	他法との調整	センターの取扱い										
<p>◎ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p> <p>◎ 予防接種法</p> <p>◎ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法</p>		<p>付対象分（以下の例において同じ。）</p> <p>・ 1類感染症及び2類感染症は、保険給付優先で、保険7割、公費3割負担であるが、所得税額が147万円を超えるものについては自己負担額2万円となる。</p>	<p>同上</p> <p>ただし、患者負担額が、高額療養費にかかる支給限度額を超えるときは、その限度額とする（以下の例において同じ。）。</p>										
	<p>○ 結核患者の医療（法第37条の2） 一般患者に対する医療費の給付</p>	<p>7 3</p> <table border="1" data-bbox="651 526 1067 618"> <tr> <td>保険</td> <td>公費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己負担分（0～2万円）</td> </tr> </table> <p>1/10</p> <p>・ 保険給付が優先され、保険7割、公費（制度）2.5割、残余の0.5割が患者負担の取扱いとなる。</p> <p>7 2.5 患者 0.5</p> <table border="1" data-bbox="651 831 1067 922"> <tr> <td>保険</td> <td>公費</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">自己負担分（0.5）</td> </tr> </table> <p>1/10</p> <p>・ 所得によっては、全額公費負担</p>	保険	公費	自己負担分（0～2万円）		保険	公費		自己負担分（0.5）			<p>保険の種類にかかわらず左図の例により 自己負担分0.5+総医療費の1/10=支給額とする。</p>
	保険	公費											
	自己負担分（0～2万円）												
保険	公費												
自己負担分（0.5）													
<p>○ 入院措置（法第29条の6及び第30条） 精神障害者であり、医療及び保護のため入院させ、また他人に害を及ぼすと認められ入院させられた場合の入院に要する費用</p>	<p>・ 保険給付優先で、保険7割、公費3割負担であるが、所得税額が147万円を超えるものについては自己負担額2万円となる。</p> <p>7 3</p> <table border="1" data-bbox="651 1249 1067 1341"> <tr> <td>保険</td> <td>公費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己負担分（0～2万円）</td> </tr> </table> <p>1/10</p>	保険	公費	自己負担分（0～2万円）		<p>公費負担分に自己負担額2万円がある場合は、これを加算し、左図の例により 自己負担分+総医療費の1/10=支給額とする。</p>							
保険	公費												
自己負担分（0～2万円）													
<p>○ 医療費（法第16条） 予防接種を受けたことによる疾病についての医療給付。この他、次の給付がある。</p> <p>○ 障害児養育年金（18歳未満）</p> <p>○ 障害年金（18歳以上）</p> <p>○ 死亡一時金</p> <p>○ 葬祭料</p>	<p>・ 医療保険などの公的負担が優先され、その残余部分について同法により給付される。</p> <p>医療保険適用の場合</p> <p>7 3</p> <table border="1" data-bbox="651 1630 1067 1722"> <tr> <td>保険</td> <td>接種法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己負担分</td> </tr> </table> <p>1/10</p>	保険	接種法	自己負担分		<p>医療費については、総医療費の1/10を支給額とする。</p>							
保険	接種法												
自己負担分													
<p>○ 副作用救済給付（法第16条） 医薬品の副作用による疾病に対する医療給付。この他、上記予防接種法とほぼ同様の給付があ</p>	<p>・ 医療保険等が優先され、保険等から給付されない部分について同法による給付等がなされるが、同法では、センターの給付も同法の給付よりも優先となっている。</p>	<p>同法施行令第4条に医療保険などのほかセンター法も同法より優先することが規定されている。</p> <p>医療保険適用の場合左図により</p>											

## 19

## 給付決定に関する不服審査請求

「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の決定に関する不服審査請求規程」に基づき、センターの医療費、障害見舞金、死亡見舞金等に関する決定に対して、不服がある場合は、不服審査請求をすることができます。

不服審査請求に関する審査に当たっては、不服審査会において審議に付し、その事務は、学校安全部災害共済課が当たります。

「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の決定に関する不服審査請求規程」

(平成15年10月1日 平成15年度規程第8号)

最近改正 平成25年3月29日平成24年度規程第79号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の災害共済給付の決定に関し、学校若しくは保育所の設置者又は保護者等から不服の申出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(不服審査請求の受理及び送付)

第2条 センターの災害共済給付に関する給付決定に対し不服の申立て（以下「不服審査請求」という。）があった場合は、これを受理するものとする。

2 前項の不服審査請求は、学校の設置者が給付金の支給決定に係る通知を受けた当該都道府県の給付を担当する課（以下「担当課」という。）において受理するものとする。

3 不服審査請求を受理した担当課は、関係書類を添付し、これを速やかに学校安全部災害共済課に送付するものとする。

(不服審査請求の期間及び周知)

第3条 不服審査請求の期間は、原則としてその事実を知った日の翌日から起算して60日以内にならなければならない。

2 センターは、給付決定に関して不服審査請求ができることを、学校の設置者等に周知を図るものとする。

3 不服審査請求は、決定の事実のあった日から2年を経過したときは行うことができないものとする。

(不服審査請求者)

第4条 不服審査の請求者は、学校・保育所の設置者、児童生徒等の保護者等（給付金の受給者）及びその代理人とする。

(審査請求の方式)

第5条 不服審査請求は、文書のほか、口頭でもすることができるものとする。

2 文書で不服審査請求をするときは、次の事項を記載し、請求者が押印するものとする。

- (1) 児童生徒等の学校・保育所名
- (2) 児童生徒等の学年（幼稚園・保育所児の場合は年齢）、性別
- (3) 児童生徒等の氏名
- (4) 児童生徒等の保護者（給付金の受給者）の氏名・住所及び加入児童生徒等の続柄。ただし、成年に達している生徒・学生が不服審査の請求者である場合は、記載を要しない。
- (5) 原決定があったことを知った年月日
- (6) 不服審査請求の趣旨及び理由
- (7) 不服審査請求の年月日
- (8) 不服審査請求者の氏名及び住所（不服審査請求者が学校・保育所の設置者である場合は、その名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (9) 代理人の請求の場合は、代理人の氏名及び住所

3 口頭による不服審査請求は、請求者の陳述に基づき、センター職員が前項の事項について聴取書を作成して請求者に示し、これに請求者が押印することにより成立するものとする。

(審査)

第6条 不服審査請求に関する審査に当たっては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付不服審査会設置要綱（平成24年度要綱第14号）に基づき設置される不服審査会において審議に付するものとし、その事務は独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則（平成24年度規則第1号）第25条の規定に基づき、学校安全部災害共済課が当たるものとする。

(決定とその通知)

第7条 不服審査請求の全部若しくは一部を容認し、又は棄却の決定をしたときは、その理由を付した文書をもって、関係者に通知するものとする。

2 不服審査請求をする者が当該学校・保育所の設置者以外のものである場合は、このことを当該学校・保育所の設置者に通知するものとする。

(給付金の支払)

第8条 不服審査請求について審査の結果、給付金の支払が生じたときの支払は、担当課を通じ、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第4条第5項各号（これの準用規定を含む。）に定める者を經由して行うものとする。

(適用除外)

第9条 錯誤、誤記等（学校長や医療機関等の証明内容が変更された場合を含む。）に関する申し出事項については、この規程は適用しないものとする。

附 則（以下、省略）